

[環境芸術学会賞規定]

(目的)

第1条 環境芸術学会は、わが国における環境芸術の普及・振興・発展に寄与することを目的として、主として2000年以降にわが国においてなされた環境芸術分野における功績をあげた事業あるいは個人・団体に対し、それを顕彰し環境芸術学会賞を授与する。

環境芸術分野における功績とは、環境芸術学の学術的前進、環境芸術表現の進展、環境芸術を用いた各種の社会貢献、環境芸術の啓発、環境芸術学会の運営に対する貢献などを意味し、それらは環境芸術の普及・振興・発展に寄与するものである。

(顕彰の範囲と対象)

第2条 環境芸術学会賞の顕彰の範囲は、環境芸術学会員に加えて学会以外の個人・団体によって成し遂げられた環境芸術分野における功績であり、顕彰の対象は、事業あるいは個人・団体であり、事業の場合は、その代表者あるいは代表団体が顕彰の対象となる。

(賞の種類)

第3条 環境芸術学会賞には、学会大賞、学会賞、奨励賞、功労賞の四つの部門を設ける。各部門の属性は次のとおりである。いずれの賞も名誉をもって賞とし、副賞として記念品を贈呈する。

●学会大賞

環境芸術分野における貢献が大きく、そこに独創性、継続性、影響性が顕著に認められる功績を顕彰する。対象は環境芸術学会員に限定しない。

●学会賞

一般に公表された作品、論文、著作、事業活動などの成果または継続的な活動によって、環境芸術分野の普及・振興・発展に寄与する優れた功績を顕彰する。

●奨励賞

学会誌「環境芸術」での掲載および学会大会での発表などの中で特に優れた成果であり、将来における発展が期待される功績を顕彰する。

●功労賞

環境芸術学会の運営活動に対する顕著な功績を顕彰する。

(賞の授与年度)

第4条 環境芸術学会は、大賞を3年毎、学会賞と奨励賞を1年毎に授与する。功労賞は授与年度を特に定めない。

(学会賞委員会)

第5条 環境芸術学会は、副会長を含む3名の学会賞委員を選出し同委員会を設置する。

(学会賞選定委員会)

第6条 学会賞委員会は、6名程度の選定委員を選出し同委員会を設置する。

(選定手順)

第7条 各賞の選考は次の手順で行う。

●学会大賞 学会賞 奨励賞

1. 顕彰対象の募集

学会賞委員会は、環境芸術学会員に対し、学会大賞・学会賞・奨励賞の顕彰対象を募集する。このとき、自薦他薦は問わない。

2. 顕彰対象の検索

学会賞選定委員会は、様々な情報をふまえ、広い範囲から学会大賞・学会賞・奨励賞の顕彰対象を検索する。

3. 顕彰対象の素案の作成

学会賞選定委員会は、上記1と2の結果に基づき顕彰対象を審査し顕彰対象の選定素案を作成する。

4. 顕彰対象の最終案の決定

学会賞委員会は、上記3について審議し最終案を理事会に提出する。学会賞委員会より提出された最終案を理事会において審議し、最終決定する。この時、賛否が二分した場合は、最終案の決定を環境芸術学会長に一任する。

5. 学会賞委員会と学会賞選定委員の役割

学会賞委員会は学会賞選定委員会委員の選出および顕彰対象の募集、さらに理事会に提出する最終案について責を負う。学会賞選定委員会は顕彰対象素案作成に責を負う。

● 功労賞

1. 学会賞委員会は、功労賞に関する顕彰対象の素案を作成する。

2. 理事会は上記1の素案を審議し、最終決定する。

付則

1. 本規定は2012年1月1日より施行する。

2. 本規定は、理事会の決議により変更することができる。

3. 一部改正（平成24年2月1日）第3条、第4条

4. 一部改正（平成27年4月26日）第3条、第4条、第7条

[参考]

環境芸術学会賞の審査におけるカテゴリー

顕彰対象の審査におけるカテゴリーは凡そ次のようなものとする。

① 事業の場合

環境芸術に関わる学術研究プロジェクト、パブリックアートプロジェクト、アートプロジェクト、アートイベント、建築プロジェクト、ランドスケーププロジェクト、出版プロジェクト、放送プロジェクト、アーカイブプロジェクト、インターネット上で展開するプロジェクトなど。

② 個人・団体の場合

環境芸術に関わる研究者（団体）、教育者（団体）、アーティスト（団体）、デザイナー（団体）、アートマネージャー（団体）、ギャラリスト（団体）、キュレーター（団体）、メセナ関係者（団体）、批評家・ライター・編集者（団体）、建築家（団体）、ランドスケープアーキテクト（団体）など